

保育実習に係る協定書

滋賀文教短期大学(以下「甲」という。)と大津市(以下「乙」という。)は、甲の保育士養成教育課程における保育実習(以下「実習」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が保育士養成教育課程の履修科目の一環として学生に課す実習に関し、乙がその受入れをするに当たり、基本的な事項を定めることを目的とする。

(実習の実施)

第2条 実習の実施に当たっては、実施場所、実習期間等の必要事項について、甲乙協議のうえ、その都度定めるものとする。

(秘密の保持)

第3条 甲は、実習生及びこれに同行する甲の教員(以下「実習生等」という。)が実習期間中に知り得た個人情報については、実習期間満了の前後を問わず、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように指導監督する。

2 実習生等が前項の個人情報に関し、第三者に損害を与えたときは、甲がその賠償の責めを負うものとする。

(実習期間中の事故等)

第4条 実習期間中において実習生等に発生した負傷、災害、感染等の事故については、甲が責任を負い、乙は災害補償等の一切の責めを負わないものとする。ただし、当該事故が明らかに乙の施設の瑕疵に起因するものと認められるときは、乙はその損害を賠償するものとする。

2 甲は、実習生等が、実習に関して乙、乙の職員、乙の施設の園児又は第三者に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(協力)

第5条 甲は、乙が行う保育人材確保施策に対する協力を求められた場合は、出来る限りの範囲で協力を行うものとする。

(委託料)

第6条 甲は、委託料として実習生一人につき一日金 1,000 円を乙に支払うものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、締結日から締結日が属する年度末までとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとし、協議が成立しないときは、乙の定めるところによる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成 31 年 4 月 26 日

長浜市田村町 3 3 5 番地

大津市御陵町 3 番 1 号

甲 滋賀文教短期大学

乙 大津市

学長 松本 博文

市長 越 直 美

